

資格確認書等の検認、更新及び被扶養者に係る確認に関する取扱要領

(令和 6 年 12 月 11 日 仙台市職員共済組合事務局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要領は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 97 条（第 100 条の 2 第 3 項、第 110 条の 4 の 3 第 6 項、第 110 条の 5 第 5 項及び第 110 条の 6 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「資格確認書等」という。）に係る検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(検 認)

第 2 条 資格確認書、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の検認については、組合が必要と認めるときに行う。

- 2 高齢受給者証の検認については、毎年、一部負担金の割合の判定事務により行う。
- 3 被扶養者に係る確認については、組合が毎年行う被扶養者現況調査により行う。被扶養者現況調査の実施方法については、別に定める。
- 4 特定疾病療養受療証の検認については、第 1 項又は第 3 項の規定に準じて行う。
- 5 検認又は確認により資格が認められない場合は、速やかに資格確認書等を回収する。

(更 新)

第 3 条 組合は、更新を行うときは、更新前の資格確認書等を回収した上で、新たな資格確認書等を交付する。

(資格確認書等の様式及び仕様)

第 4 条 施行規程別紙様式第 14 号による資格確認書、別紙様式第 20 号による高齢受給者証は、カード様式で発行することとし、仕様は次のとおりとする。ただし、資格確認書については、交付日から 1 月を超えない範囲内において有効期限を定める場合には、紙様式で発行することとし、大きさは縦 297mm、横 210mm とする。

- (1) 材質は、ポリエステル系樹脂（PET-G と同等以上の素材）とする。
 - (2) 寸法は、縦 54mm×横 86mm×厚み 0.76mm とする。
 - (3) 色地は、淡黄色（背景に白地の横罫線）とし、文字は黒塗りとする。
- 2 施行規程別紙様式第 25 号による限度額適用認定証、別紙様式第 25 号の 2 による限度額適用・標準負担額減額認定証及び別紙様式第 26 号による特定疾病療養受療証は、紙様式で発行することとし、仕様は次のとおりとする。
- (1) 材質は、上質紙とする。
 - (2) 寸法は、縦 128mm×横 91mm とする。
 - (3) 色地は、白色（中厚口）とし、文字は黒塗りとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月11日から施行し、同年12月2日から適用する。
- 2 組合員証等の検認及び更新等に係る取扱要領（平成18年9月28日）は、廃止する。